

議案第十號

職員の退職手当支給條例制定についで

職員の退職手当支給條例を次のように定める

昭和二十九年一月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和廿九年壹月貳拾日

議長 天野 廉



職員の退職手当に関する条例をここに公布する

昭和 年 月 日

昭和 年 条例第 號

職員の退職手当に関する条例

(目的及び効力)

第一条 この条例は、職員(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二號)第三十六条の企業職員及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九號)第三條第二項の職員で同法第五條第一項但書に規定する者以外のもの並びに単純な労務に雇用される一般職の職員を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関する事項を定めることを目的とする

2、この条例は、退職料條例(昭和 年 條例第 號)の規定による給付、恩給法(大正十二年法律第四十八號)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)の規定による退職給付及びこの條例の規定による退職手当を総合する新たな退職給与制度が制度実施されるまで、その効力をもつものとする

(退職手当の支給)

第二条 この條例の規定による退職手当は、職員が退職した場合には、その者(死亡に因る退職の場合には、その遺族)に支給する

2、職員（第八條第一項第四號の職員であつて同條第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七條第三項において同じ。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

（普通退職の場合の退職手当）

第三條 次條又は第五條の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、給料の日額の二十五日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。（以下「給料月額」という。））に、その者の勤続期間を左の各號に区分して、当該各號に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一、一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十

二、十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十五

三、二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の七十

四、三十六年以上の期間については、一年につき百分の六十五

2、前項に規定する者に対する退職手当の額は、その者が左の各號に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各號に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一、勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十

二、勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

(傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当)

第四條 国家公務員共済組合法別表第二に掲げる程度の廢疾の状態にある傷い疾病に因り退職した者、死亡により退職した者、退職の日以前二十年以上禁こ以上の刑に処せられることなく、且つ、懲戒処分を受けることなく勤続し、勸しようを受けて退職した者であつて、次條第一項の規定の適用を受けないもの及び定数の減少、職制の改廢又は勤務公署の移転に因り退職した者で任命権者が 長の承認を得て、定めるものに該当する者であつて次條第一項の規定の適用を受けないものに対する退職手当の額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を左の各號に区分して、当該各號に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする

一、一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二、十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三、二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四、三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

2、前項に規定する者に対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする

3、前項の基本給月額は、職員の給与に関する條例(昭和二十八年~~昭和二十八年~~勅令第九十號)の規定により給与が給料扶養手当及び勤務地手当に区分して支給される職員については、それらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて公平委員会規則で定める額とする

(整理退職の場合の退職手当)

第五條 法律又は條例による職制若しくは定数の~~改~~廢又は予算の減少により廢職又は過員を生ずることに因り退職した者

で、長が定めるものに対する退職手当の額は、第三條一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする

2、前項に規定する者で左の各號に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前條第三項の基本給月額に当該各號に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする

一、勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二、勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三、勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四、勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

第六條 前條の規定は、過去の退職につき既に同條の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない

(勤続期間の計算)

第七條 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き續いた在職期間(第八條第二項に規定する職員としての在職期間については、六月以上引き續いた在職期間に限る。)による

2、前項の規定による在職期の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による

3、職員が退職した場合(次條第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定により在職期間の計算については、引き續いて在職したものとみなす

4、前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法第二十七條及び第二十八條の規定による休職、同法第二十九條の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する

5、第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二條第一項に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第十三條の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員

以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する。但し、この條例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする

6、前五項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満（第四條又は第五條の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする

（退職手当の支給制限）

第八條 第三條から第五條までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は左の各号の一に該当する者

には支給しない

一、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免取の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
二、地方公務員法第二十八条第六項の規定により失取（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退取をした者

三、地方公務員法第三十七条第二項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

四、常勤を要しない者

2、常勤を要しない職員のうち二月以内の期間を定めて雇ようされるものであつて、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が二十二日以上ある月が引き續いて六月以上あるものに対しては、前項の規定にかかわらずその者が前項第一号から第三号までの一該当する場合を除き、第三條（傷い疾病又は死亡に因り退職した場合においては第四條）の規定により、退職手当を支給する

（予告を受けない退職者の退職手当）

第九條 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十條及び第二十一条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する

（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十日分に相当する金額に満たないときは、当該退

職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する

2、前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する

3、第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分日に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い支給する

4、本條の規定による退職手当は、失業保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない

（遺族の範囲及び順位）

第十一条 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする

- 一、配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三、前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - 四、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2、前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による

3、退職手当の支給を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する

（遡訴中に退職した場合の退職手当の取扱）

第十二條 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九條の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2、前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十條の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同條の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十條の規定による退職手当の額以下であるときは、前項但書の規定による退職手当は、支給しない。

(職員以外の地方公務員等となつた者の取扱)

第十三條 職員が、引き続き職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第十四條 この条例の実施に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

- 1、この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。
- 2、昭和二十八年七月三十一日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3、昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、同年九月一日以後引き続き職員となつた者の同年七月三十一日以前における勤続期間については、なお従前の例による。
- 4、昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員が、同日後第四条第一項及び第五条第一項に規定する事由以外の事由に

因り退職した場合において、その者につき旧退職手当条例（昭和 年 条例第 号）第 条の規定

を適用して計算した職退手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする

5、前項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間については、附則第三項又は同項及び附則第六項の規定により、同年八月一日以後における勤続期間については、第七条の規定による

6、昭和二十八年八月三十一日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて同年八月一日以後引き続き職員となつた者の在職期間に引き續く旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第三項の規定にかかわらず、その者の勤続期間として通算するものとする

7、昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員のうち、先に職員として在職したものであつて、任命権者の承認又は勸しようを受けて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の關係のあつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社と同種の事業を行つていたもので、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）附則第三項の規定により大藏大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため支給し、且つ、外国政府職員等としての身分を失つた後に他に就職することなく再び職員として就職したものである場合は、先の職員としての在職期間及び当該外国政府職員等としての在職期間の三分の二の期間を附則第三項の規定にかかわらず、後の職員としての在職期間に通算するものとする

8、この條例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソグイェト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東洲、滿洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあ

つた者を除く。)が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)又は退職料條例の一部を改正する條例(昭和二十八年 年 條例第 号)の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和二十八年八月十五日において受けていた給料月額(額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。)に対応する別表下欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第四條の規定による職退手当(その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧退職手当條例第 條の規定による退職手当)を支給する。

別表

本例(昭和二十八年三月)の別表第 号(中欄)の退職料の額は、本例は廃止する。

昭和二十八年八月十五日現在の給料月額	新給料月額
四〇	六〇〇〇
四五	六二〇〇
五〇	六六五〇
五五	七一五〇
六五	七六五〇
七五	八一五〇
八五	八六五〇
九五	九二五〇

三六〇	二九五〇〇
三二〇	二七三〇〇
三〇〇	二五一〇〇
二八〇	二三三〇〇
二六〇	二一六〇〇
二四〇	二〇〇〇〇
二二〇	一八五〇〇
二〇五	一七八〇〇
一九〇	一六四〇〇
一七五	一五八〇〇
一六〇	一四六〇〇
一四五	一三四〇〇
一三五	一二四五〇
一二五	一一五五〇
一一五	一〇六五〇
一〇五	九八五〇

五二〇	四八〇	四四〇	四〇〇
四四、八〇〇	三八、八〇〇	三四、五〇〇	三一、九〇〇